

目次

1. 軽減税率制度の概要	
(1) 制度の内容	1
(2) 適用税率	1
(3) 軽減税率の対象	1
(4) 区分記載請求書等保存方式	2
(5) 税額計算の特例	2
2. 軽減税率対象品目の具体的内容	
(1) 対象となるもの	4
(2) 飲食料品の意義	5
(3) 飲食料品の具体例	6
(4) 飲食料品の輸入取引	13
(5) 外食の定義	14
(6) 外食・飲食設備等の具体例	17
(7) 持ち帰り販売の取扱い	22
3. 一体資産・一括譲渡の取扱い	
(1) 一体資産の定義及びその留意点	23
(2) 一体資産の具体例	25
(3) 飲食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い	26
(4) 一括譲渡の取扱い	27
4. 軽減税率制度導入後の消費税の特例計算	
(1) 売上税額の計算の特例	28
(2) 仕入税額の計算の特例	32
(3) 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合	35
(4) 適用可能な売上税額の特例と仕入税額の特例の組み合わせ	36
5. 軽減税率が企業に与える影響等	
(1) 軽減税率が影響する業種	37
(2) 軽減税率制度の実施に伴い必要となる事業者側の対応	40
(3) 軽減税率制度の実施に伴う具体的業務	41
6. 価格表示や請求書等の記載事項	
(1) 商品価格の表示方法	43
(2) 軽減税率が適用される課税資産を販売する場合の表示方法	45
(3) 区分記載請求書等の記載方法	51

7. 各システム変更に伴う留意点	
(1) レジスターのシステム変更	64
(2) 販売管理システムの変更	66
(3) 会計システムの変更	68
(4) システムの修繕費用	70
8. 軽減税率対策補助金について	
(1) 中小企業・小規模事業者の定義	71
(2) 複数税率対応レジの導入支援	72
(3) 受発注システムの改修等支援	75
(4) 請求書管理システムの改修等支援	77
(5) 補助金制度の留意点	78
(6) 軽減税率制度の実施において活用したい制度	79
9. 軽減税率制度導入後の経理処理に関する留意点	
(1) 軽減税率と経過措置規定の取扱い	80
(2) 施行日をまたぐ取引の取扱い	83
(3) 軽減税率制度の経理処理	86
10. 軽減税率制度導入後の消費税の計算方法	
(1) 軽減税率制度導入後の消費税の計算方法（一般課税）	90
(2) 軽減税率制度導入後の消費税の計算方法（簡易課税）	99
(3) 課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）	103
11. 申告書の記載方法	
(1) 一般課税の提出書類	104
(2) 簡易課税の提出書類	111
(3) 特例計算の提出書類（経過措置）	119
12. 複数税率に伴う消費税計算の具体例	
(1) 一般申告（全額控除方式）の具体例	123
(2) 簡易課税申告の具体例	130
(3) 一般申告（個別対応方式）の具体例	139
13. 税率引上げに伴う景気対策	
(1) 住宅ローン控除の改正	147
(2) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税規定の活用方法	148
(3) ポイント還元制度	149

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成31年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

■「元号」の表記について

今年度のテキスト等の教材内で、元号は「平成」を使用しておりますが、5月1日以降の日付につきましては「令和」と読み替えてご使用いただけますよう、お願いいたします。

1. 軽減税率制度の概要

(1) 制度の内容

平成31年（令和元年）10月1日を施行日とする消費税率10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞の購読料については、軽減税率（8%）を適用することとなりました。

また、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成35年（令和5年）10月1日から導入することとし、平成31年（令和元年）10月1日からの4年間は経過措置として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した『区分記載請求書等保存方式』によることとしました。

なお、売上げや仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な中小事業者に対して、売上げや仕入れの一定割合を軽減税率に係るものとして税額計算をすることができる売上税額及び仕入税額の計算の特例という経過措置規定を設けています。

(2) 適用税率

軽減税率の適用税率は、国税6.24%、地方税1.76%の合計8%となります。

なお、現行の消費税率8%については、国税6.3%、地方税1.7%の合計であり、異なる点に注意が必要です。

	平成9年4月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 平成31年9月	平成31年10月～	
			軽減税率	標準税率
消費税	4.0%	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.0%（注1）	1.7%（注2）	1.76%（注3）	2.2%（注3）
合計	5.0%	8.0%	8.0%	10.0%

（注1）消費税額の25/100

（注2）消費税額の17/63

（注3）消費税額の22/78

(3) 軽減税率の対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は対象に含まれません。

② 新聞等

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

(4) 区分記載請求書等保存方式

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8％）と標準税率（10％）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告・納税を行うために、取引を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行う必要があります。

また、これまでも消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされていましたが、平成31年（令和元年）10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（『区分記載請求書等』）の保存が要件となります。

なお、平成35年（令和5年）10月1日以降は、インボイス制度の導入により『適格請求書等』の保存が要件となります。

【区分記載請求書の記載事項】

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 受領者の氏名又は名称
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨（「※」印等をつけることにより明記） 追加
- ⑥ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込） 追加

※ 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

(5) 税額計算の特例

軽減税率制度では、複数税率となりますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行うこととなります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、経過措置として、以下のような売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

- ① 売上税額の計算の特例
- イ 小売等軽減仕入割合

$$\text{小売等軽減仕入割合} = \frac{\text{軽減対象資産にのみ要する仕入金額}}{\text{仕入総額（注）}}$$

（注）当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れ等の金額のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額